

「いせはら災害対策市民会議」規約

(名称)

第1条 本会は、「いせはら災害対策市民会議」と称する。

(目的)

第2条 本会は、国内外の自然災害で被害を受けた被災地・被災者を支援すると共に、次の災害から市民の生命と暮らしを守るために行動することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資金や物資の支援、ボランティア派遣、チャリティ事業など被災地への支援活動
- (2) ガソリンや食糧など物資の買いだめをせず、節電を進めるなどの活動
- (3) 家具固定、耐震補強、簡易トイレ普及、津波対策など次の大地震から市民を守る活動
- (4) 障がいを持つ方々やお年寄り、乳幼児などを支援し、市民の力で互いに支えあう活動
- (5) 被災者と市民が元気を出し、希望を持ち続けるための文化活動
- (6) 関係団体との調整、情報の受発信、関連事業等の実施など、趣旨に合致するあらゆる活動

(本会の構成)

第4条 本会に代表、副代表、事務局長、世話人、会計、会計監事、を置く

- 2 代表、副代表、事務局長は世話人の互選とする
- 3 代表は本会を代表し、本会の会務を総理する
- 4 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代理する
- 5 事務局は本会の会務を処理する
- 6 世話人は本会の業務について意思決定し、責任を負う
- 7 会計は会の経理を担当する
- 8 会計監事は会計を監査し、本会に報告する

(会議)

第5条 本会の会議（全体会、世話人会）は代表が招集し、代表が議長となる。

- 2 会議はメーリングリスト（ML）で行うことができる。
- 3 全体会（ML）は会の方針、運営について、自由に意見交換を行う
- 4 世話人会（ML）は、全体会の意見を踏まえて、会の意思を決定する、
- 5 緊急の場合には、代表は副代表と協議して事務を処理することができる。この場合には、代表は当該事項の処理について、速やかに全体会、世話人会に報告するものとする。

(本部)

第6条 本会の本部をコミュニティカフェ菜根淡(伊勢原市桜台 1-22-15)に置く

附 則

この規約は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

設立当初世話人

数井利次 田中由起 橋本光正 福井義幸 松谷宏之 山口寿則 山下貴子